

議案第69号

川崎市財産条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市財産条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市財産条例の一部を改正する条例

川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「行政財産である土地」を「行政財産」に、「地上権」を「私権」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、行政財産の貸付等に係る範囲の拡大を行うため、この条例を制定するものである。

